

男女共同参画フォーラム2019

女と男 生きかた いろいろ

ひと ひと



©岩沢蘭



© 2016 Twentieth Century Fox Film Corporation. All rights reserved.



開催日：2019年6月15日～6月30日

会場：武蔵野市民会館 武蔵野プレイス 武蔵野スイングホール 武蔵野市役所

主催：武蔵野市（男女平等推進センター企画運営委員会）

目次

【はじめに】

武蔵野市男女平等推進担当課長 養田 重忠	1
----------------------	---

【事業報告】

■講演会「自分らしく生きるために憲法をどう使うか」

(基調イベント)

木村 草太さん	2
---------	---

■映画「ドリーム」上映会と金原由佳さんのトーク	20
-------------------------	----

■公募企画①

トークイベント

「まちを動かすオトコたち！～多摩エリアで注目のコミュニティーの仕掛け人～」

市川 順子さん・出口みちたかさん・山崎光さん・舟木公一郎さん

(企画 「作ろう！みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ」)

22

■公募企画②

講演会「カラフル・ライフ～LGBTの“いま”を知ろう～」

松中 権さん (企画 LIM)	26
-----------------	----

■公募企画③

上映会&講演会

上映会「みんなの学校」 講演会「子どもの行動の理解について～感覚と発達のお話～」

茂木 厚子さん (企画 学校に行きづらい子供の親のお茶の間『ジョナ』)	28
-------------------------------------	----

■男女共同参画フォーラムパネル展	30
------------------	----

■各事業チラシ	34
---------	----

■活動の記録	38
--------	----

■資料	40
-----	----

企画公募要項

■企画運営委員と参加団体	42
--------------	----

はじめに

第7回となる今回の男女共同参画フォーラムは、本年3月に「武蔵野市第四次男女平等推進計画」が策定され、5年間の計画期間における最初の実施となりました。計画の目指す将来像として、「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を掲げており、本計画の理念をふまえ、今回のフォーラムのテーマは「女（ひと）と男（ひと）、生きかたいろいろ」としました。

前回のフォーラムにつづき、今回も公募委員を含む常設委員会である企画運営委員会と男女平等推進センター「ヒューマンあい」の協働により、事業の企画、運営を行ってまいりました。また、講座・イベントの企画を広く募集する「公募」型の委託事業、さらに、男女平等推進団体の発表の場としてパネル展を開催しました。

主催事業としましては、首都大学東京教授、憲法学者である木村草太氏に「自分らしく生きるために憲法をどう使うか」と題してご講演いただきました。また、人種・性別による偏見が根強かった1960年代初頭のアメリカNASAを舞台に黒人女性数学者たちの奮闘、活躍を描いた映画「ドリーム」の上映を映画ジャーナリスト金原由佳氏によるトークをまじえて実施しました。

企画公募事業では、「まちを動かすオトコたち！～多摩エリアで注目のコミュニティーの仕掛け人～」、「カラフル・ライフ～LGBTの“いま”を知ろう～」、「上映会「みんなの学校」、講演会「子どもの行動の理解について～感覚と発達のお話～」の3事業が行われ、いずれの事業も時宜を得た、素晴らしい内容でした。各事業を実施して下さった団体の皆様、大変にありがとうございます。

結びに、事業の開催やパネル展等において多大なご協力をいただいた団体の皆様、講演会はじめ各イベントを大いに盛りあげていただきました市民の皆様ならびに関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

武蔵野市立男女平等推進センター 男女平等推進担当課長

養田 重忠



日時：2019年6月15日（土）13:50 ～ 16:00

場所：武蔵野スイングホール

講師：木村 草太さん（首都大学東京教授/憲法学者）

参加人数：81名

託児：1名

【木村】 ただいまご紹介にあずかりました木村でございます。今日はどうぞよろしくお願いたします。お手元にごございますレジュメをごらんいただきながら、お話を聞いていただければ幸いです。

憲法とは

さて、私のほうでは憲法についてのお話ということで、憲法とはどういう法であり、また、それがどのように使われていくべきなのかということをお話してみたいと思います。

まず、憲法とはどういうものであるのかということですが、私は、憲法というものは「張り紙」のようなものであるというふうにお話することが多いです。どういうことかといいますと、例えば小学校や中学校には「廊下は走らない」といったような張り紙が貼ってあるわけですが、これは、子どもたちが集まっていて、長い廊下があると走ったりふざけたりして怪我をしやすいくということ、これを戒めると。それを禁じることで注意を喚起するというものでございます。この場合は中学生や小学生は走って怪我をするという失敗をしやすいくので、ここに注意しよう、という張り紙が貼られるわけですが、この張り紙の内容というのは、その場所でありませうとか、あるいはその場所を使う人々の性質によって変わってくる。

例えば、そうですね。私は2年ほど前に国会議事堂で仕事をしてまいりましたが、国会議事堂の中には「廊下は走らない」という張り紙は貼ってございませぬ。それは何でかといえば、子どもたちが集まる場所ではないので、走ったりはしないだろうということで、大人の集まる場所なので国会議事堂にはそういう張り紙はないわけでありませぬ。そのとき、私は憲法審査会という会議の参考人でお話をしてきたわけでありませぬけれども、時々走っている人はいるのですが、まあ、そういう張り紙は貼られない。それに限らず、国会というのは非常に荘厳な建物でございませぬので、廊下中いろいろ探してみたのですが、張り紙はほとんどというか見つけることができません、一生懸命探したところ、あるトイレにです、ね、「ガムは包んで捨て

ましょう」と、こういう張り紙は貼ってありませぬ。（笑）

張り紙というのは、実は歴史を表現するものでもありませぬ、私がおその張り紙を見て思っただのは、多分、それは誰かがやったのだらうということでありませぬ。張り紙を見ると、その場所でのどんな失敗があっただのかということが、過去に向けてわかったりするわけでありませぬ。ほかの体験でいませぬと、例えば、あるテレビ局のトイレには、「ここで寝ないでください」という張り紙が貼ってありませぬ、それも多分、ここで寝た人がいるんだらうということがわかるわけでありませぬ。

このような張り紙の国家権力バージョンというものが憲法でございませぬ、憲法の条文というものは、一箇条一箇条に、過去にこういう失敗をしてきてここに私おたちは注意する必要があるぞという、そういう歴史、経験、あるいは社会の法則のようなものが表現されているわけでありませぬ。

憲法というものはこのように過去の失敗を踏まえたものなんですよということなのですが、特に近代国家の時代に入ってから非常に憲法というものが重要視されるようになりませぬ。近代に入ってから憲法というものが重要視されるようになった理由は幾つかございませぬ、人権思想の発展とか、人々の教育水準の向上、いろいろな原因を指摘することができませぬ、国家権力というものの構造的な問題というものがございませぬ。前近代的な国家においては、というか前近代の時代においては国家秩序というものについて分析してみませぬと、権力がとても分散していたというのが特徴になりませぬ。どういうことかといいますと、前近代、例えば日本でいませぬと、戦国時代とか平安時代以降の鎌倉時代、室町時代といったような時代ですが、この時代は、各地域に領主がいて、戦国大名とかの各地域の地域権力とか、あるいは宗教団体がそれぞれ軍隊を持っただけで、対立をしていたという、そういう社会の構造であったわけでありませぬ。

近代に入り、江戸時代、明治維新を経て、国家の権力はどんどん強くなり、現在では各都道府県レベルで軍隊を持つということはいませぬ、そういう時代に入ってきたわけでありませぬ。そうなると、権力が一極に集中している。このことは、内戦を防ぐとい

う意味では悪くはないわけです。現代では、仮に地域同士の対立が非常に深刻になっても、それは国家の強力な力によってコントロールされるということになるわけです。権力が一極に集中するというのは、このように内戦を防ぐという点では大変よいんですけれども、ところが、権力を一つに集中しておる関係で、それが乱用されると極めてむごたらしい事態が起きる。これが近代国家の構造です。

そこで、近代国家においては、権力を集中する、そして、集中する以上は安全装置をつくっておく必要があるということ、憲法に、こういうことは国家はやってはいけないんだということを盛り込むという、憲法を通じて国家権力をコントロールすることが必要だというふうに考えられるようになってきました。このような権力を制限する憲法をつくり、それによって国家権力をコントロールしようという発想のことを立憲主義といいまして、この立憲主義という思想、構想に基づいてつくられた法を憲法というわけです。

憲法には、大体どこの国でも少なくとも3つの内容は盛り込まれると言われています。過去に国家権力は戦争、人権侵害、そして独裁という3つの失敗を繰り返してきました。それを繰り返さないために、軍隊と戦争のコントロール、人権の保障、そして権力の分立をして独裁を許さないという、こういうルールを憲法に盛り込んで、国家の権力をコントロールしようという発想が出てきたわけでありませう。

この3つの内容は、これは日本だから特有に失敗しやすい、日本固有の失敗というわけではなくて、どんな国でもここには注意を払わなければいけない、そういう内容だとされておりませう。なので、内容のどこまで定めるかとか、どういうルールにするかという具体的なルールのあり方はいろいろですけれども、この3つの内容は大体どこの国の憲法にも盛り込まれる。ですから、例えば軍隊や戦争のコントロールについては、現在の社会ではシビリアンコントロールといって、軍を動かすときには民主的に選ばれた大統領とか首相とか、そうした民主的に選ばれた人が軍隊のトップに立つんだと。軍人でない人が軍をコントロールするのだという発想が、基本的な発想となっているわけなんですけれども、これはアメリカでもフランスでもドイツでもそうになっているわけですが、これは今、現代の立憲主義の重要な内容となります。

そのほかにも人権の保障、それから権力の分立、こういったものが憲法に盛り込まれると言われている、日本国憲法は第二章に、いわゆる戦争の放棄、軍事力を持たない、軍を持たないという規定、それから第三章の権利保障の規定、第四章以下のいわゆる三権分立や地方自治といった権力分立の規定があるというのが憲法になります。

憲法第二章の「戦争の放棄」が、立憲主義の一つ目の内容だということ、章のタイトル、第二章

というのは憲法9条だけがある章なんですけれども、それはそういう章なんだろうということは見ればすぐにわかる話です。

第三章の「国民の権利及び義務」ということで、この章題だけを見ると、権利と義務が並列関係にあるようにも見えます。まあ、野球とサッカーとか、八王子市と武蔵野市のように、並列関係にあるように見えるのですが、憲法第三章の国民の義務というのは、権利と対等、並列の関係にあるわけではないとされます。憲法上の義務規定ということですが、憲法は国民の権利を保障するための法なので、義務規定というのは基本的にはなくていい。じゃ、なぜあるかということ、権利保障をどうしても制限しなければいけない場面がありまして、そこで、ここだけは我慢してくださいねと、こういう規定が置かれるわけです。

例えば日本国憲法でいいますと、納税の義務というのが憲法に規定されておりませう、これは29条の財産権保障のすぐ隣の規定にあります。納税の場面で財産権保障を貫くと何が起きるかということ、要するに取った分、返さなきゃいけないということになるわけです。例えば100万円の所得税を取って、100万円を補償しなきゃいけないということになったら、税金が取れないわけですから国家が成り立たないわけで、納税という局面においては申しわけないけれども財産権は制限させてくださいと。こういうことになるわけです。

そのほかにも、例えば明治憲法には徴兵の義務というのがあって、徴兵の場面で権利保障を主張されると、例えばじゃあ今日は徴兵してきた兵士に訓練を施そうとしたところ、「すいません、今日はデモ行進があるので表現の自由のために休みませう」と言ったら軍隊の統制はとれないわけですから、徴兵の義務というのを置いておかないと徴兵というのは成り立たないわけです。

現行憲法下、ほかに勤労の義務。これは、生存権を行使する場合に、労働する能力も機会も十分にある人が、単に怠りたいという理由で生存権を行使しないでくださいと。生活保護というのはほんとうに困っている、勤労の、労働する能力がなかったり機会が十分になかったりして、市場で労働するだけでは生きていけないという人が行使できる権利ですよと、こういうことを規定したものであります。したがって、別に今ある自分の財産だけで食べていけるとか、年金だけで暮らしていけますよという人が、無理やり働けという、そういう義務ではないとされています。

最後に、教育を受けさせる義務というのがありまして、保護する子女に教育を受けさせる義務というのが憲法の26条というところにあるのですが、世の中には保護者が自分の思想や信条、あるいは宗教によって、子どもに教育を受けさせたくないと考えるケースがあります。一部の宗教の立場からすると、人間はサルから進化したのではなくて、神様が粘土

にふっと息を吹き込んでつくったというものなので、そういうふうに教えなきゃいけないのに、学校に行くと進化論が教えられてしまうというようなことで、学校には行かせたくないということになることもあり得るわけですが、そこは子どもの可能性を大きく狭めてしまうので、教育という場面では思想、信条、宗教を引っ込めて、子どもの教育というのをきちんとさせてくださいということになるわけです。

それから憲法で、権力分立といいますと、私たちは小学校以来、三権分立というのを非常にたたきこまれておりますので、権力分立イコール三権分立というイメージがあるのですが、三権分立だけが権力分立ではなくて、権力分立にはいろいろな方法、やり方があります。例えば地方自治というのも権力分立の一つのあり方とされておりまして、自治体の自治を認める、これも重要な権力分立のあり方ですし、少なくとも歴史の教えるところでは、独裁をやりたいがる人間にろくなやつがないというのが我々の経験則でして、したがって権力は分立しようということになるわけです。なので、このように三権分立をはじめとしたさまざまな権力分立も私たちの国家の中に組み込まれている。

憲法をどう使うか

憲法をどう使っていくかということをお話ししたいと思いますので、2ページをごらんください。

憲法というものの中に、憲法が非常に大事にしているものが人権というもので、憲法が強い効力を持つのは人権というものを保障しているからです。憲法の98条というところに最高法規条項というのがあって、この憲法は最高法規であると書いてあります。また、99条という条文には、公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負うというような規定がありまして、憲法の98条は最高法規条項、99条が憲法尊重擁護義務条項となっているわけです。

何で最高法規なのか、何で公務員に尊重擁護義務があるのかということをお話しているのが97条であります。つまり、この憲法が保障しているのは基本的人権というもので、これは人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであると、こういうふうに書かれているわけです。

つまり、98条とか99条はいきなり「俺は偉いんだ」と言い出しているわけではなくて、こういうふうに憲法で大事な権利を保障しているのでこれを最高法規とする必要があるんですよという、憲法が最高法規でなきゃいけない理由というのを実質的に説明したのが97条ということです。

憲法の草案の審議をしたときは、ほんとうにこの97条がここに必要かという議論があったそうなんです。というのは、人権が大事だというのは第三章でさんざん言っているのだから、ここであえて言う必要は、

重複しているんじゃないかという議論があったのですが、やはり最高法規の実質的な内容を示すという点でこの条文がないと、いきなり「自分は偉いんだ」と言っているちょっと変な章になっちゃうだろうということで、こういう規定が置かれておられるわけです。

人権というのは、このように憲法の中核的な価値であるわけですが、人権というのはさまざまなほかの価値との関係で相対化されてはいけないものなんだということが重要です。人権思想というのはそういうものではなくて、人間は価値を云々する以前に、その人が社会にとってどういう利用価値があるかということをお話する必要なく、単に人間であるというだけで尊重されるべきものを持っているんだと、それが人権思想であります。

一つ例を挙げてみたいと思います。私の友人に内田良さんという名古屋大学の准教授がいるのですが、この内田先生があるとき、組み体操で今、すごく危険なことが起きているぞということをお話されたのは2014年に、たしかあれは運動会シーズンの5月だったかと思いますが、記事を発表して大きな話題となったということがありました。

内田先生というのは、学校内のリスクというのを研究されている先生ですが、そのとき、内田先生に連絡があったそうでありまして、ちょっと組み体操はやばいですよという報告が彼のところにあったそうです。彼がその送られてきた映像を見てみると、10段ピラミッドだったそうでありまして、10段ピラミッドというのはどういう状況かといいますと、高さ7メートルということになりまして、一番上のは7メートルのところの上らなきゃいけないということになります。通常、7メートルの高さの塀があって、子どもがその上に上っていたら、普通の大人は「やめなさい」と言いますね。「おきなさい」と言うはずなのですが、多分学校の先生もそうだと思うのですが、なぜかそれを運動会の種目としてやっている。しかも、コンクリートの塀でさえ危ないのに、人がつくるぐらつく土台ということになっているということです。また、重さも結構ばかにならなくて、10段ピラミッドですと、一番下の土台になる人の背中にかかる重さは何と200キロという試算がありまして、200キロということは要するに、白鵬関が背中で土俵入りをするようなものでして、非常に無謀なことが行われておるといえることです。これはおかしいんじゃないかと。特に、子どもが安全に過ごす権利という人権が侵されているのではないかとこのように普通は見られるわけでありました。

これが、運動会の場面でなければ、人権問題だっけすぐわかるはずですよ。皆さんが工事現場の作業員で、今日はちょっと7メートルの高さで作業してもらいますと。で、命綱はないですよ、人がつくるぐらつく土台ですよ、さあどうぞって言われたら、いや、それはちょっとおかしいんじゃないのという話になって、現場監督の責任問題になります。実際、旧労働省が出してあります工事現場の安全基準では、2メートル以上

の高さのときには転落防止ネット、命綱等の、落ちてても大丈夫になる、そういう措置が必要とされています。組み体操をやるのであれば、そういうことになるはずなのですが、皆さんもご存知のとおり、組み体操をやる時に足場を組み立てて、子どもたち全員が命綱をつけてから組み体操をやるというケースは私は知りません。まあ、やったらおもしろいと思いますけども、そういうことはやらないわけです。

組み体操の場面では非常に人権というのがおかしくなっていますかということになるのですが、じゃ、何でそれが行われるかということ、要するに、生徒が一つにまとまるとか、あるいは学校の伝統とか、そういうものの価値が人権と並んで、そっちのほうが優先されるという空間ができ上がってしまうからです。

なので、倒れてもけがをしない、けがといってもすり傷とかならともかくとして、重大なけがは起きないというような安全対策を十分にとれる、そういうものにしてから組み体操をやりましょうと。とりわけピラミッドのようなものは、高いところから落ちる、崩れるということになったときに、崩壊とか崩れた人を受けとめるという方法がないので、要するに安全対策が不可能な種目ということになるので、タワーとかピラミッドはやめましょうという、そういう話が今出てきているわけです。

まず、国レベルの憲法といった場合に、私たちの民主国家においては、基本的には多数決ということによって物が決定されていきます。国会の中の多数決で法律がつくれるということになるのですが、あるいは選挙における多数決で議員を選ぶ、首長を選ぶということをやっているわけですが、多数決の結果であってもやってはいけない、決めてはいけないことというのが世の中たくさんあるはずだと、こういうことになるはずなんです。

憲法もそういうふうを考えていて、例えば、先ほど、市長のほうから、好きなテレビを見たり好きな新聞を読んだりすることができますねということがありましたが、皆さんがどの新聞を読むべきかというのは、それは私たち一人一人が好きに決めるべき事柄であるわけで、多数決で決めていいようなことではないはずです。だからこそ、表現の自由とか、知る権利というものが憲法で保障されているわけです。

さて、ほかにも私がかかわった人権問題として、PTAの任意加入問題というのがありまして、これもちょっと紹介させていただきます。実は2013年に朝日新聞に寄稿したところからなのですが、数年前までは各学校のPTAというのはどういう形で運用されることが多かったかということ、強制自動加入ということです。学校に子どもたちが通っていますと、で、学校に子どもを通わせている保護者は自動的にPTAの会員の名簿に載ると。そして、強制加入になっていて、そもそも離脱の手続きが用意されていない。場合によっては、いろいろな業務が課されてきてまして、夜中にパトロールがあるので来てくださいとか、あるいは、

1人1役やってもらいますとかっていうことで、業務を強要するPTAが非常に多かったということなのですが、私はどう考えてもおかしいということ、そのころ、子どもの通っている保育園の保護者会を見ていて思いまして、何かおかしいと。

まず、何で加入届も出してないのに会員になっているんだろうということが問題になるわけです。普通、私たちが何かの会の会員になるときというのは、加入申請書というのを出して、で、団体のほうからいいですよということで承認をされて加入するというです。例えばスポーツクラブだってそうですし、大学だってそうですし、会社の委員になるときだってそうです。ところがPTAだけそうになっていないというのは随分おかしいなということで、まずこれはきちんと加入契約というのを結ばないと、会員だと言えないはずであると。また、何でそのような運用ができたかということ、学校がPTAに対して名簿を流していたんです。流すことが多くて、だから名簿をつくれたということです。これは、どう考えても個人情報の同意なき第三者提供であるということで、プライバシーの権利の観点からも、あるいは個人情報保護法保護条例関係からも問題があるということでもあります。

ということで、任意加入であることを徹底しないとだめですよということ、これを新聞記事に投書したところ、結構大きな反響を呼びまして、強制加入に困っている人が全国でたくさんいたわけです。いろいろな困り方があって、例えば役員の免除のために、病気の診断書をみんなの前で読まされとかということも、今でもあるそうですが、そういう目に遭っている人たちが読んで、その新聞記事を切り抜いて、で、学校長とかPTA会長に渡して闘うというようなことがあったそうです。

最近ではだいぶ、強制加入はやばいということが気づかれてきました。まあ、何がやばいって、結構、お金とかかかるのはほんとうに確かにまずい面があって、任意加入であることを十分説明せずに、強制加入と思わせて加入させて会費を取ったりすることになると、これはもう、ある種、詐欺罪に該当いたします。しかも、ただの詐欺じゃなくて重たい組織的詐欺という犯罪になりまして、かつ、組織的詐欺罪は何と恐怖の共謀罪の適用対象でございますので、何と、強制加入のPTAの運用をやっている場合に、来年の会費をどうやって取るかという会議に出席をいたしますと、その段階で共謀罪が成立し5年以下の懲役になるというのが、少なくとも法律の条文上の扱いでありまして、これはやばいですよということで、最近はかなりこの任意加入というのが進んできております。

このPTAという非常に身近なところにも実は人権問題があるというのが私の理論でありまして、そういうことがだんだん浸透してきているなというふうに思います。とはいえ、組み体操も危険なムカデ競走も強制加入のPTAもまだまだ日本社会には存在しますので、ここは、より人権という観点から問題を改善していかなくてはならないと思います。

平等と差別

今お話しした例からわかりますように、結構身近なところに人権問題というのは起こっておるわけです。こういう中で、今日のこのフォーラムのテーマであります男女共同参画、男女の平等ということを次に考えてみたいと思います。

実は私、憲法について色々なところでお話することが多い、また色々なテーマで話をしますが、狭い意味での専門は一応、平等権ということになっておりまして、最初の論文は平等に関するものです。平等に関する判例理論を分析しようということで、平等に関する裁判をたくさん読むという研究をいたしました。

私が選んだのはアメリカ法で、何でアメリカ法かということなのですが、私が専門に選んだ分野は違憲立法審査という、裁判所による違憲立法の審査というテーマでした。現在では当たり前になっていますが、実はこれは20世紀の後半以降に一般的になった制度でして、20世紀より前からその違憲立法審査の制度を運用している国というのは非常に少なく、その中でアメリカは断トツの200年以上の歴史を持っています。で、アメリカの平等条項の判例を150年分ほど読んでみて、何のことが書いてあるのかなということの研究したというのが私の研究の出発点であります。

これはどういう研究で、私の研究はどういうことを言ったかということ、平等権と差別されない権利というのは厳密には違う権利ではないかと、こういうことを分析したわけです。日本国憲法の第14条の第1項というのを見ると、「すべて国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と書いてあって、「法のもとの平等」と「差別の禁止」という二つの概念がここに、条文に登場しております。これは実は結構おもしろい構造で、さらっと読むと当たり前に見えるんですけども、この憲法ができた1940何年、20世紀の半ばという時点の憲法典をいろいろ見てみると、法の下での平等とか法の前の平等という概念はまあまあ、いろいろな憲法に見られるのですが、差別の禁止という概念は、実は結構珍しくて、差別をしないということをここに入れたというのは、結構先駆的な内容といってよい内容でした。

ところが、日本国憲法の最高裁での運用というか解釈はどうなっていったかということ、平等と差別の禁止というのは同じ意味であるということで、差別の問題を平等に吸収するという解釈が一般化いたします。平等権と差別禁止というのは同じだよというふうになったわけではありますが、私はこれはちょっと間違った解釈を50年ほどやってきたというのが私の見方です。何が違うか、非常に簡単に説明しますと、これは日常用語的にも結構違うということがわかるかと思えます。例えば、今、ヘイトスピーチというものが話題に上ることが多いですが、ヘイトスピーチは、よく差別

的な表現とか差別的な言動だというふうに言われます。ただ、ヘイトスピーチを不平等な言動だとはあんまり言わないわけです。また、ヘイトスピーチの問題を解決するために必要なのは差別の解消とは言われますが、ヘイトスピーチを平等に行うことだというふうには言われないわけです。

例えば、在日コリアンの方に対するヘイトスピーチをしている人に、これは不平等だと言ったときに、じゃあ平等にあらゆる民族のヘイトスピーチを明日からやるからいいだろうというふうに言って解決するかというと、解決しないですね。このように、平等と差別はちょっと違う問題。また逆に、差別ではないけど不平等ではあるというケースもあって、例えば、生まれながらに足の速い人と足の遅い人とかっているわけですが、そういうのを見て「人間、不平等にできているな」と思ったりするわけですが、じゃあ、足が速いから差別かということもそういうこともないわけで、不平等というのは、平等であってほしいというものからずれているという、違っているということを表現するものであって、差別というのはどういうものかということ、その背後にある人間の感情を問題にするという点で違った概念であるというのが私の理解です。

ここで、最近の私の理解なのですが、不平等と言われる現象については、ちょっと概念を整理したほうがよいらろうと考えています。そこで整理をしていきますが、まず、不平等というのは法的にはどういうことを意味しているかということ、不合理な区別のことと言われます。不合理な区別とは何かということなのですが、法的に、あることをやったときにそれが平等なのかどうかということは、二つの観点から検討されます。まず、区別をする目的が正しい目的かどうかという目的の正しさ。正しい目的で区別をしていけば、一つ目の条件はクリアですし、変な目的で区別をしたら、それは不平等ということになります。それから、正しい目的を達成する、目的は正しいとしても目的達成のために役に立たない区別をしているときには、これは不合理な区別ですねということになります。

不合理な区別、まず目的自体が正しくない例といたしまして、例えば私が大学の入試を取り仕切る責任者だとして、大学入試をしようといって、で、じゃあこの子をかわいいから合格にしようというふうに言うのと、これはかわいい子を合格させるという目的で入試をやっていることになります。それは不平等ですけども、それは、私の好みのかわいい子を合格させようというのは完全に不合理な目的だからということになります。

次に、目的達成に役に立たない区別というのがあって、それはどういうことかといいますと、例えば大学入試の場面で、学力のある人をとろうということで学力試験をやりましたということで、学力のある人を大学に入学させようというのは、これは目的自体正しいということになりますが、私が採点しているときについつい失敗をして、ミスをしてしまったということが

あったとします。で、ミスをしたときにそのまま合格、不合格を出しますと、本来点数が高い人が合格しないということが起きるわけですが、これは何でそんなことが起きるのかとって、大学の試験を何でやったんだと言われれば、それは学力の高い人をとるためですということになっているのですが、そのミスを前提にした区別をいたしますと、目的達成のために役に立たない区別をしているということ、不合理な区別ですねということになる。ということで、こういうのを平等原則違反ということになるわけです。

不合理な区別が起きる原因というのは、実はいろいろなものがあります。今言ったようにミスとか、あるいは、非常に身勝手な判断といったようなものが不平等を導くわけですが、これに対して差別というのはちょっと違う概念です。差別というのは不平等の原因になることもあるのですが、全ての不平等が差別に起因するわけではありません。

そこでさっきのヘイトスピーチに戻りたいわけですが、ヘイトスピーチとは、あるいは差別的な言動というのは、私たちはどういうものをいうかといいますと、要するに差別だなと感じることというのは、その言動の背景に、人間の類型に向けられた否定的評価や侮蔑感情、何とかという人種とか、女性とかという性別といったような、人間の類型に向けられた否定的な評価や侮蔑感情、こういうものがその前提にあると思われるときに、それは差別だなというふうに言われるわけです。

なので、このように差別というのは、人間を類型化して、こういう類型の人はこうだよというふうに評価をする、侮蔑感情を持つ、これを差別というふうに言うわけです。そういう意味で、差別というのは評価とか感情の問題なので、差別的意図はないとか意図があるとか、そういうことはあまり問題になりません。その言動の背景に、こういう評価や感情があるように見られるというのが差別的な言動の意味合いということになります。

憲法14条が言っていることというのは、不合理な区別はしてはいけないし、また、公権力は、差別に基づいて行動してはいけないと。こういうふうに理解をすべきではないかと思われます。ということ踏まえて、ちょっと具体的な問題を説明してみたいと思います。そこで3ページをごらんください。

夫婦別姓訴訟

夫婦別姓訴訟というところをちょっと紹介してみようかなと。今日のお知らせでも、夫婦別姓の問題を扱いますよということが書いてあったので、そろそろそのお話をしようかなと思います。

さて、現行法上どうなっているかということなのですが、第一次夫婦別姓訴訟というのが最近あったのですが、ちょっと前提のお話をします。現行の民法、現在の民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めると

ころに従い、夫または妻の氏を称する」という規定がありまして、結婚するときは、妻か夫の氏どちらかに統一しようという規定があります。これは、別に条文を知らなくても社会の常識で、結婚したら夫婦の名字はどっちかに同じになるんだなということが、常識としてご存知かと思いますが、これは別の氏で結婚することができないのはおかしいじゃないかというようなことが、昔から言われていましたが、近年、訴訟になりました。で、第一次訴訟の結果が平成27年に出ております。今から4年ほど前になります。

ちょっとここから紹介していきたいと思いますが、現在、実は別の訴訟も起きていて、これは第二次訴訟ということなので、また後でお話をいたします。第一次訴訟の争点は、まさに今日のテーマである女性差別というものでありました。何でかといいますと、現在の日本において法律上の婚姻をするカップルは、ほとんどが女性が氏を変えます。法律上婚姻をするカップルの96%は男性の氏に統一して、女性が氏を変えらされていきますというか、これは統計上明らかなので、しています。これは事実です。これは、男女不平等であり、また、女性にだけ氏変更の負担を負わせているもので、女性差別であり、また女性の権利侵害だということを主張いたしました。なので、このときの原告団は、原告の人は全員が確か女性のはずです。で、女性差別だということで、第一次夫婦別姓訴訟はこの女性差別をもって議論をしたということになりますが、これに対して最高裁は、次のように答えました。

原告は、いろいろな主張をしているんですけど、特に重要とされた争点は2つです。まず最初に、原告は氏名変更を強制されない自由の侵害だと主張しました。氏名変更を強制されない自由があるかという論点なのですが、これは憲法上、氏名変更を強制されない自由は私はあると思いますし、多分それは多くの法律家が否定しないと思います。もう1つ、男女の不平等ということで、平等権侵害だということを主張しました。ところが、最高裁は、理論的にかなり明快に答えます。論理は極めてスマートで明快でした。

それはどういう論理かと説明しますと、まず最高裁は、氏名変更を強制されない自由の侵害だという主張に対して、簡単にいうとこういう答え方をします。国は、何をやっているかということ、婚姻届というのは氏を変更したいですという内容を含んでいる届け出なので、私たちは、変えたくないと言っている人の氏を変えているわけじゃなくて、変えたいですという届け出を出した人の氏を変えているのであって、何というか、女性に氏の変更を強制している意図は全くない。むしろあなた方が変えたいと言ったのではないかということでありまして、何となく先ほどから女性陣の視線が冷たくなってきたのを感じますが、これは私が言っているんじゃないくて最高裁がそう言っているんです。

もう1つ、男性と女性の不平等に対しては、民法を見ろと。民法は、別に夫が変えてもいいと書いてある

ので、男女の不平等はありません。したがって、これは合憲です。こういうふうに言ったわけでありませぬ。私はこれを読んだときに、もともと多分こういう判決になるなというふうに個人的には予測をしております。実はこれ、12月16日ですが、たしか1週間前の12月9日に私、この夫婦別姓訴訟の弁護団の方と一緒にシンポジウムをやっております。で、第一次別姓訴訟についてコメントをお願いしますと言われて、まあ、この争い方だと国は楽勝ですよということを書いて、弁護団の不興を買ったわけでありませぬ。さらに、この判決が出た後に幾つかのメディアの取材に、弁護団の争い方が悪かったからねというコメントを出しまして、結果として原告側の弁護団との全面戦争に入ることになりました。(笑)

この最高裁の大法廷判決なのですが、まあ、今言ったように理屈上は、非常にむかつく主張ではあるんですけども、ただ、非常に否定しにくい論理が通っているということはおわかりかと思ひます。確かに、婚姻届というのは氏名の変更を求める届け出であることは事実でありますし、民法が女性だけに負担を課しているということはない。夫が変えてもいいというふうにしているのも事実です。ただ、そうすると、何がおかしかったかというところ、これを女性差別として争ったところが問題だったのではないかと思ひます。

私は、じゃあどうすればよかったのかといひますと、ここで平等権を使うときのポイントなのですが、平等権というのは、全く同じ法律の条文を扱うときでも、誰と誰との間の何に関する区別を問題とするかで絵が全く変わるといふ性質の権利です。原告団は、男性と女性との間の氏変更を強制されるかどうかに関する区別、これを問題にしまして、そもそもそんな区別は存在しないというふうに蹴られたわけなんです。なので、この判決は区別の合理的な理由があるかという理由を問う以前のところで結論が出ています。

私は、区別の構成の仕方がちょっと違っているというふうに主張いたしまして、ここで問題とすべきは、男性と女性ではないと。もし原告の主張のとおりでいくと、これは最高裁の言うとおりの、法律が強制しているわけではないので、女性の側が非常に苦痛を受けているということがあったとしても、それは誰が悪いかといへば夫が強要するから悪いわけで、被告になるのは夫であるということになるわけなんです。そういう男女の、夫婦でけんかをすることとを求めるとはなくて、私が主張したのは、夫と手と手を取り合って、この法律は別姓選択カップルと同姓選択カップルとの間の、法律上の婚姻ができるかどうかに関する区別、これが争点だというふうに理解すべきではなからうかというところが私の説明でありました。

このように説明すると何が起きるかというところ、別姓希望カップルが法律上の婚姻ができないのは、この規定上明らかなので、区別がないという理屈で最高裁が逃げることにはできませんということになります。なので、少なくとも区別の合理的な理由があるかどうかを問うてくれるという点では、私の主張のほうが構造的

にすぐれているだろうということを書いたわけでありませぬ。

しかし、今回のこの第一次別姓訴訟の原告団の皆さんというものは、非常にエネルギッシュな弁護団の人たちだったということなんです。何が起きたかというところ、この後しばらくたってから私のところへ連絡が来まして、おまえの言う方向で法律構成をします。だから手伝えと。こういうことになりまして、第二次訴訟に駆り出されまして、全面戦争中だったはずのあの弁護団の一部の方と、先生、こうではないでしょうかというふうな議論になるということなんです。

また、何といひか、私の言うことに納得できないみたいなことを書いていた人が、ちゃんとこの立川支部とか東京地裁で私の言ったとおりの構成で訴訟を起こして、まあ、利用できるものは誰であれ利用するというところかと思ひますが、こういう訴訟になって、現在、第二次訴訟というのが起きています。

この第二次訴訟というのは結構おもしろくて、私はこの原告の主張「④同姓選択カップルと別姓希望カップルとの不平等」を訴えてはどうかと言ったのですが、もう一つ、実は発見された不合理な区別というものがあって、国際結婚との不平等ということも指摘されています。これは結構、有名な主張で、サイボウズの青野社長が原告になった訴訟の中で提起されているので知っている人もいるかと思ひますが、日本人同士が結婚するときは民法第750条が適用されるので同姓にならないといへないということがもう法律上明らかなのですが、これに対して、外国人と日本人が国際結婚をする場合には、実は別姓が原則になります。だから、ほかの人、例えば私が韓国人のキムさんと結婚しようということになったときに、キムさんはキムさん、木村さんは木村さんのまま。あまり変わってないので。(笑) まあ、そういうことになるわけなんです。

ところが、ただもちろん、名字がばらばらだと、まあ確かに困ることもあるし、同じにしたいというカップルもたくさんいるかと思ひるので、姓を変えるということもできます。だから、例えばアンダーソンさんと山田さんが結婚したときに、山田さんのほうがアンダーソンになりたいということであれば、それはアンダーソンになっていいですよというふうに、姓を変えるということもできます。というふうに、実は外国人と日本人との婚姻においては、選択的夫婦別姓の扱いになっているわけなんです。やりたい人は同姓になっていいし、同姓になりたくない人は別姓だよという仕組みになっていて、外国人と日本人との婚姻と、日本人同士の婚姻では、これは不合理ではないか。という主張をされています。

何でそういう扱いになっているかというところ、外国人には戸籍がないので、戸籍上の姓を統一する必要がなくて別姓が原則になっているという、そういう扱いだそうなんです。

もう一つが、先ほど言った主張④ということで、これはまた別のグループが起こしている訴訟なんです

が、こういう訴訟が起きております。

先ほど言ったように、最高裁なり国側の主張というのは、支離滅裂になることがあると言いましたが、今回の書面はほんとうに支離滅裂で、見たとき、これはもう勝ったなど。少なくとも理論的にはと思いました。どういうふうに言っているかというのと、これ、言っていること自体が意味がよくわからないのですが、私なりに理解したところだとこういうことを言っていて、別姓を希望していても同姓を希望していても、同姓になるという同じ法律上の効果が民法750条から生じるので、両方を平等に扱っているのが平等だと。こういう主張をしたわけです。わかります？ もう1回言いましょうか？ 別姓希望カップルは結婚できなくて、同姓希望カップルは結婚できる、これは不平等ですよという主張をしたら、民法750条は別姓希望でも同姓希望でも同姓になれるという同じ効果が生じるので平等だと、こういうふうに言ったわけでありまして、何を言っているかよくわからないですね。

ただ、国側はこんなにおかしな反論をしているということはまだあんまり広まっていないので、どんどん広めて嫌がらせをしようという段階であります。なので、今日はちょっと紹介させていただきました。ぜひこの第二次訴訟を注目、特に国側の反論に注目をしていただきたいということです。私が言っている主張は極めてシンプルです。別姓希望カップルじゃ結婚できないよねと。これ、不合理な区別だよねと言っているだけで、なので、国側がどんな合理的な理由を出してくるのかということです。

もうちょっとまともな理由づけということなのですが、じゃ何で国側がそんなばかな主張をしたかというのと、実はこの区別について合理的な目的を説明しようとすると、それはそれできつという面があります。どういうことか説明してみたいと思います。別姓と同姓ということなのですが、何で別姓希望だと結婚できないのという問題に対して、よく言われるのが、家族の一体感を高めるためだと。こういう主張です。確かに、家族が同じ名字になれば一体感が高まると言われれば、高まることもあると思います。子どもも夫も妻もみんな同じ名字になれば、少なくともその家族は、同じ家族だなというのが外から見ても中から見てもわかりやすくはなりますが、問題は、それはそういうこともあるかもしれませんが、じゃあ、この民法750条が、別姓希望カップルの家族の一体感を高めているかというのと、そんなことは全然ないというのが問題で、別姓希望カップルは現行法上、何を選ぶかというのと、というか何を選ばされるかというのと、事実婚しか選べないというのが現在の状況です。つまり、別姓希望カップルだと、この民法750条があるから結婚できないので、別に別姓希望カップルが、この条文があるせいで同姓になるというわけではありません。何が起きるかというのと、要するに、同姓にならなきゃ結婚できないから、結婚するのをやめよう。法律上の結婚をするのをやめようということを選択するということです。

別姓希望カップルからすると、別姓で法律上の婚姻ができたほうが、事実婚よりも家族の一体感が高まるだろうと。それはそうなのは明らかだと思います。もちろん、あえて事実婚を選ぶという選択は当然認められるべきですけれども、法律上の婚姻はしたいんだという人が事実婚状態に置かれると、事実婚というのは法律上の婚姻に比べれば、まあ、法的には不安定な状態ですから、別姓希望カップルがあえて事実婚という不安定な状態に追いやられるというのが民法750条の機能です。したがって、何が起きているかというのと、家族の一体感を高めるという目的からすると真逆の効果を発揮しているのが民法第750条だということになるわけです。

こういうのをチクチクチクチクやっていくというのが、権利の実現。権利の実現というのと、非常に壮大で、確かに壮大な物語なこともあるのですが、実際の訴訟の現場で権利を実現するためには、このように非常に細かい理屈をきちんと積み重ねていく。そして、筋の通っていない人に「筋が通っていませんでした、ごめんなさい」と言うところまで追い詰めていくということが私は重要ではないかと考えています。こういう闘い方もあるんだなというふうに思っただければ幸いです。

同性婚訴訟

もう一つ、今度は同性婚訴訟ということなのですが、この流れの中でもう一つ婚姻の問題を扱います。最近、非常に注目が集まっている問題として、同性婚というものがあります。現在、同性愛者の権利の高まりの中で、同性愛者も法律上の婚姻ができるべきだという主張が高まっていて、実際、外国では、いろいろな国で同性婚の制度ができ上がっています。G7では、イタリアと日本以外の国では同性婚の制度がありまして、イタリアでも、日本でいうパートナーシップ条例のもうちょっと強化版のような制度が国レベルであるという状況です。

また、アメリカで2016年だったかと思いますが、連邦最高裁判決が出ていて、アメリカはちょっと複雑なんですけど、アメリカでは家族法の内容というのは各州で決めることになっていまして、なのでニューヨーク州とマサチューセッツ州とアラバマ州とそれぞれで家族法の内容が違ってきます。2016年段階、たしか三十四、五の州で同性婚が認められていて、同性婚が認められていなかった州の州民たちが、これを憲法違反、平等権侵害であり、また、婚姻する権利の侵害だということを主張して、連邦最高裁で争い、で、同性婚を認めないことは憲法違反であるという判決がアメリカでは出ていて、違憲判決を受けて全ての州で同性婚ができるようにならないといけないというのがアメリカの今の状況です。

ほかにも近年、ニュースになりました台湾、あるいは

はブラジル、オーストラリア、ニュージーランドといった国々で、ヨーロッパ諸国以外のところでも同性婚が少しずつ広がってきているということなのですが、じゃあ日本ではどうなのかということで、最近、少なくとも公式な記録その他に残っている限りでは、今年初めて、同性愛者の婚姻をする権利をめぐる訴訟というのが起きました。これが同性婚訴訟ということですよ。

これは要するに、異性愛者と同性愛者との間で、法律上の婚姻ができるかどうか、この区別が不平等ではないかという、こういう主張でございます。この問題については皆さんもメディア等で、憲法24条で同性婚が禁じられているので同性婚を成立させるには、法律を成立させるには憲法の改正が必要だと、こういう主張を見たことがあるのではないかと思います。

憲法24条には何を書いているかということ、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」という条文があって、婚姻は両性の合意のみに基づくと書いてあるので、この条文からいたしますと、同性婚を認めることは憲法違反ではなかろうかという、こういう議論を見たことがあるんじゃないかと思います。正直、この憲法24条が同性婚を禁じているという解釈は、少なくとも専門家の中でそういうことを言っている人は、ゼロとは言いませんが、極めて特殊な主張であります。

メディアで法律論をやるのは結構難しく、法律論というのは専門家でないといけない問題がたくさんありますが、ただメディア等では、要するに法律の専門家でない人が、ほかの分野の大学の先生などが法律の解説をしたりすることがあって、24条なんか結構、そういうことが多いです。なので、ちょっとそういうことではないんですよということを法律家がきちんと表明していく必要があると思います。

さて、24条同性婚禁止説というのが仮にあったとしましょう。これは成り立つのかということなのですが、法律論としては攻め方が二つあります。法律上の解釈論というのはいろいろなやり方があるのですが、この問題については2つの方向からの山の登り方があります。まず、例によって性格の悪い登り方から説明いたしますと、大体私は24条で同性婚が禁じられているという人を前にして議論をするときにやるのはどういう理屈かということ、こういう理屈です。あなたは今、24条で同性婚禁止されたという解釈を示されましたが、ここで憲法24条に言っている婚姻とはどのような意味ですか。異性婚という意味ですか、それとも異性婚と同性婚を含むという意味ですかと。こういうふうに聞きます。この質問ができた段階で相手は積みに入っております。

どういうことかといいますと、まずここで言っている婚姻が異性婚という意味ですと相手が答えたとしましょう。そうすると、異性婚は両性、つまり男女ですが、異性婚は男女の合意のみに基づいて成立するといった条文がこの条文ということになります。これ

は、同性婚を禁じるという命題を含んでいないので、同性婚禁止規定ではありませんねと。こういうことになります。

じゃあ、ここに言う婚姻は、異性婚と同性婚両方を指しているんだと言った場合はどうかと。この場合、「わかりました。じゃあ、そこに、婚姻という言葉に同性婚って代入して読んでみましょう」というわけですね。「同性婚は、男女の合意のみに基づいて成立する」。同性婚が何で男女の合意で成立するんですかと、こういう質問になるわけです。ということは、そんな不合理な条文にはできないので、異性婚という意味しかないですね。ということは、この条文は同性婚については何も言ってないですねと、こういうことになるわけです。

話は明治31年の旧民法にさかのぼりますが、実はこの条文ができたのは、旧民法時代の問題を振り返って、それを解決するというのででき上がった条文です。旧民法750条には、家族が婚姻をなすには戸主の同意を得ることを要す。772条、子が婚姻をなすにはその家にある父母の同意を得ることを要す。ということで、家族について昔は家制度というのがありまして、家制度のもとでは、家の長としての戸主というのがいたわけです。で、戸主とお父さんとお母さんの同意がない限りは結婚ができませんというのが、昔の民法でした。今もそういう面はなくはないですが、昔は家族というのは、婚姻というのは家と家とのことでしたから、戸主の同意が必要で、当事者の合意だけではできませんということになっていたわけでありまして。例えば、だからおじいさんが戸主だと、おじいさんとお父さんとお母さんみんなが同意しないと結婚できないという状況だったわけです。

昔はその条文があったわけですよ。もう1つの問題として、旧民法下では、女性の意思がないがしろにされることが非常に多かったとされます。つまり、お父さんとかお母さんとか、あるいは夫になる男性の意思だけで、今日からおまえはこの人と結婚するんだよということが決められてしまって、女性があんまり主体的に相手を選べないというようなことも多かったとされております。

という状況を踏まえて、今度は敗戦後の1946年に時代は進みます。日本国憲法がどういうふうにできたかということをおさらいしますと、1945年の8月、日本はポツダム宣言というのを受諾して戦争は終わります。ポツダム宣言には、日本は民主主義を復活強化すること、人権の尊重を確立することという条文がありまして、ポツダム宣言の条件を満たすためには、当時の明治憲法を変えて、人権保障や民主主義を強化する必要があるぞということが議論されました。最初は日本の政府の中で条文案をつくるんですけども、結局、あんまり明治憲法の内容をそんなに大きく変えないという内容しか審議ができなかったという状況の中で、1946年の2月1日に政府の検討していた案というのがスクープされてしまって、GHQの人も含めて、日本政府の準備状況というのを知ることにな

ります。

GHQの人たち、特にマッカーサーは、日本に任せおくと、もはやポツダム宣言が要求するような民主主義の強化とか人権尊重を十分できなからうということで、憲法の前案をGHQの中でつくるということになりました。その中で、GHQの中にベアテ・シロタさんという人がいました。ベアテさんというのは、日本の状況をよく知っていた女性の方で、当時26歳ぐらいだったかな、非常に若い女性の方だったのですけれども、その方が、まず何で日本語をよく知っていたかということ、お父さんはレオ・シロタというピアニストで、有名な人なのですが、東京音楽学校、日本の音大でピアノを教えておられて、そのお父さんについてきて日本でしばらく暮らしていたことがあって、日本語がよくわかっていて、日本の女性が置かれた状況も、ほかの人たちに比べればよく知っていたということで、日本には男女平等のため、とりわけ家庭の中での男女平等の条文をつくる必要があるというふうに思いまして、条文をつくります。

ベアテさんはかなりエネルギーあふれる女性の方で、非常に長い条文をつくって、GHQの中で長過ぎるといって削られて、ようやく出てきたのがこのGHQの2月13日段階の案です。当時は、GHQは23条という条文に、この後もGHQ案をもとに日本案をつくり、日本案がさらに修正されということで現在の憲法の条文になっていくのですが、GHQ案の中の、シロタさんが起草してほかの人が整えたその条文の中にこういう条文があって、Marriageの4行目で

「founded upon」、次のものに基づくのであると。「mutual consent」つまり相互の同意に基づくものであって、これは「parental coercion」つまり両親の強要、「instead of」ではなくて、mutual consent相互の同意に基づいて成立するんですよという、まず両当事者が合意しないとイケないということが強調される規定となりました。

また、婚姻というのは、「rest upon the indisputable legal and social equality」ですから、争うべからざる法的社会的平等、何の平等かということ「both sexes」つまり男女の、争うべからざる平等の上に成り立ち、そして相互の同意によって成立するんだと。こういう条文を入れる必要があるというふうに言ったわけです。

さて、この条文が日本に取り込まれるわけでありませんが、日本案をつくる時に、この条文を見るとわかるように、要するに男女で婚姻をするときは男女平等でなきゃいけない。また、それは相互の同意だけで成立するものでなくてはいけなくて、両親の強要とか両親の同意は要らないんだよ、あってはいけないんだよということを規定するためにこの条文がつけられたわけでありまして。このこと自体は、今から見ると、そうだよなということですが、当時は非常に革新的な意味を持った条文でした。

次は、ここで日本の話になるんですけども、この条文は日本としても入れましようということになっ

て、当時の法制官僚たちがこの条文をもとに憲法の草案をつくるのですが、ここで少し、今お話しした英語の文章をそのまま訳していれば、多分、同性婚禁止かどうかという話はあんまり問題にならなかったと思います。両当事者の合意に基づいて成立し、男女は平等でなきゃいけない云々という話になっていたの、そんなに大きな問題にならなかったと思いますけれども、ここでちょっと日本の法律、美意識というものがかわってきます。

どういうことかということ、日本の法律家は、同じことを表現できるなら条文は短ければ短いほどよいという美意識を持っているとされて、よく言われていまして、私もそういうところがございますが、日本は何を考えたかということ、まず、両親の強要ではなく相互の同意、「両親の強要ではなく」というところを削除して、「相互の同意のみで成り立つ」と言えば同じことを短く表現できるぞということで、この「instead of parental coercion」というのが削除されます。次に、女性の意思が大事なのねと。であれば、「両者」じゃなくて「両性」と言えばそのことも表現できるよねということで、さらにこれを「両性の合意」というふうに変える。で、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」という、英語で書くと結構長かった文章が、1行に満たないところで表現できる。どうだ、見たかと。こういうことになったわけでありまして。

ちなみに、この憲法第24条というのは、憲法規定の中で、制定当時の日本社会におそらく最もインパクトのあった条文といっていると思います。

9条はどうなのと思われるかもしれませんが、憲法9条というのは、実は憲法ができた時点では、現状維持規定でした。というのは、要するに軍隊というものが敗戦によって解体されているという状況なので、軍隊を持ちませんというのは、当時の人から見れば現状維持ですということになるわけです。

ということで、これはじゃあ同性婚禁止規定かということ、そうじゃないよねということで、つまり男女の婚姻というのは家庭内に男女の不平等という状態があるので、それを改善し、両当事者の意思を尊重しようというのがこの趣旨で、だから、同性婚の禁止ということ論理的に読み取れない内容になっているわけです。

ですので、同性婚禁止規定ではなく、また、じゃ同性愛者から見ての24条は何なのかということ、同性愛者の家庭の特徴の一つが、家庭内に男女の不平等がないという点です。当たり前ですけど、ゲイのカップルは男性しかなくて、レズビアンのカップルは女性しかいないわけですから、家庭内に男女の不平等というのはないわけです。もちろん、ゲイのカップル、レズビアンのカップルの家庭の中には、力関係はいろいろあると思います。それは人間、個性がありますので、例えば一方が働いていて一方が主婦ですということだと、経済的な格差があったりするかもしれませんが、一方が力が強い、弱いということもあるかもしれ

ませんし、性格的なものもあるでしょう。確かに家庭内の不平等はいろいろあるのですが、少なくとも性別に起因する不平等は、同性愛者の間にはないということです。24条は同性愛者から見ると、家庭内に男女の不平等というかわいそうな状態がある、かわいそうな異性愛カップルのための規定であって、私たちには関係がないという規定になるわけです。

となると、同性婚と異性婚、24条が障害にならないということですが。ちなみに、政府はどう説明しているかということですが、これは何年か前の安倍首相の答弁ですが、「憲法24条に基づく婚姻は、同性愛者の間で成立することはおよそ想定されない」としています。これを同性婚禁止だと政府が言った根拠だとする人がいるのですが、ここまでお話を聞いていただければ、安倍首相が何を言ったかは明白だと思います。24条に、異性婚ですから、異性婚が成立するかと問われれば、「異性婚が同性愛者の間で成立することはおよそ想定されない」と安倍さんが言った。間抜けといえば間抜けな答弁なのですが、というようなことになるということで、別に首相の答弁も障害にならない。ということで、あとは我々の立法次第ということになるのですが、立法府が動かないので、今、訴訟が動いているということでもあります。

じゃ、どういうところに区別があるのかということですが、婚姻にはいろいろな効果があります。共同生活、財産関係、その他の効果で、これらを異性愛者と同性愛者で区別する必要があるのかということが問題になっているんだということです。

では、最後にちょっと補足資料ということで4ページをお話ししながらお話を終えたいと思います。憲法というのはこのように、今こうやって使われているんだという話をしましたが、憲法に書いてある権利というのは、残念ながら紙に書いてあるだけではなくてきちんと運用されないと、私たちの権利は奪われ、そして悲惨な事態が起きるということです。どういうことか。これは、原昌平さんという読売新聞の方のネット記事なのですが、こういう事件を紹介しています。これは報道もあったのでご存知の方もいるかもしれませんが、憲法は生存権というものを保障していて、生存権を実現するために生活保護という仕組みが法律でつくられています。しかし、それが機能しなかったという事例が報告されています。2014年の9月、千葉県銚子市で、県営住宅で母親が中学生の娘を殺してしまうという事件が起きました。家賃滞納で県営住宅の明け渡しが強制的に執行されるというタイミングで、前年に生活保護の相談に行ったが申請できずに帰っていた。原さんの分析だと、このとき、お母さんの収入であれば生活保護を受給できたはずで、生活保護を受給していれば住宅補助というのを受けて、家賃滞納せず、また、家から追い出されなかった。そうすれば、家から追い出されてというような絶望を、追い詰められずに二人は生きていくことができたはずですが、しかし、それが機能しなかったということでこういう事態が起きたということが報告されています。これ、引用

した記事をぜひ読んでいただきたいんですけども、これはやはり、この銚子市の窓口がきちんと対応しなかったということに起因しています。

憲法上の権利、よく憲法が身近なものなのかということを開かれるのですが、憲法というのはほんとうに困った人が使う法という面があります。憲法というのはほんとうに困った人が使う法であり、私たちに身近なところで使われる、そういうときに注目を集めるということも大事なのですが、自分たちにとって直接身近でなくても、その法というのが困っている人のためにあるという意識は常に持って憲法というものを運用し、理解していく必要があると思います。

そういう意味で、身近なものにだけ興味を持つということは非常に冷たい態度であり、憲法に書かれている権利は、ほんとうに困っている人のための権利だという意識が必要ではないでしょうか。

以上で、私の講演を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

<文責：男女平等推進センター>

映画「ドリーム」上映会と金原由佳さんのトーク

日時：2019年6月30日（土） 13:30 ～ 16:30

場所：武蔵野スイングホール

映画：「ドリーム」

出演：タラジ・P・ヘンソン、オクタヴィア・スペンサー、ケビン・コスナー他

監督：セオドア・メルフィ

(127分/2016年/アメリカ)

参加人数：69名

託児：7名

【内容】

映画は、1960年代初頭、アメリカの宇宙開発競争を支えていた、高度な計算を矢継ぎ早にこなせる黒人女性の数学者たちを描く。卓越した頭脳と能力を持つ彼女たちが、どのように差別や偏見と闘ったか……。映画を見たあとは、映画評論家の金原さんに、映画の社会的背景、時代状況などを含め、じっくりとお話いただきました。



【参加者の感想】（抜粋）

*映画について

- ・素晴らしい映画だった。すごい女性がたくさんいることがわかって、良かった。
 - ・黒人と女性という二重の差別を克服したこのお話ははじめて知ることができた。
 - ・歴史と人権について考えさせられました。原題が「隠れた姿」たちであることを初めて知りました。当時は肌の色で生活や社会階級が決められており、その中でも力強く生き抜いて科学の発展に貢献した彼女たちを尊敬します。メアリーが大学入学の申請を依頼するときに放った「あなたが前例になるのです」という言葉が印象深かったです。第一人者として行動を起こそうとしてきた人が歴史を塗り替えてきた人だと、しみじみ思います。
 - ・実在の方のお話であること、人種差別・女性差別・教育・仕事、全てにおいて差別されているにもかかわらず、卑屈にならず前向きに取り組み、生き方が爽快でした。
 - ・男性入場者の裾野を広げるいい機会でした。
 - ・ユーモアがあり、明るい感じで良かった。
 - ・映画とても良かったです。私も仕事ががんばろうと勇気というか力ができました。
- 差別ってこわいですね。
- ・黒人女性の活躍のすごさにびっくりすると共に、アメリカでの黒人差別のすごさにびっくりした。
 - ・表舞台に出ない女性に焦点をあて、女性人種差別を暗くならず表現した良い映画だと思います。もっと男

性にみてほしいですね。

・黒人女性の生き様を表現する映画だと思っていたが、それ以上に意味の深い映画だった。当時の人種差別、ロシアとの対立など歴史的な問題にも焦点をあてていてとても見ごたえのあるものでした。

きんばら ゆか

*金原由佳さんのトークについて

- ・裏話とかが聞けて良かった。
- ・史実に基づいた話ということだが、どの部分が史実に基づいているか、どの部分が映画の脚色かを分けて説明してくれたことが良かった。より深くこの映画の背景を知る事ができた。
- ・映画の背景をよく知ることができました。お話も上手く、引き込まれました。
- ・映画の史実と違う点や映画の影響などもわかりやすく話されていて、より映画を理解することができました。
- ・話にあったグリーンブックを含めて、人種差別や、人間格差的、難民を扱うような立体的奥行きのある、深い、ある意味で重い映画等の解説が得意なのかな？最もハリウッド映画は大半がハッピーエンドに終わるのが常識ですかね！
- ・グリーンブックって見たいって思いました。すごく見たいなってさせてくれる話し方でした。
- ・史実と映画の違いや時代背景のお話が聞けて良かったです。バービー人形、蛍光ペン、グレンが頼んだロゴの話など映画だけではわからないお話もとても面白かったです。
- ・ほりさげた内容で楽しめた。事実との違いも知ることができて良かった。



まちを動かすオトコたち！～多摩エリアで注目のコミュニティの仕掛け人～

日時：2019年6月22日（土） 13:30 ～ 16:30

場所：武蔵野プレイス 4F フォーラム

登壇者：ナビゲーター：市川順子さん

小平市 出口みちたかさん／三鷹市 山崎光さん／武蔵野市 舟木公一郎さん

企画団体：作ろう！みんなのジモトWa-shoiパートナーシップ

参加人数：41名 + 同伴子ども4名

託児：1名

【内容】

孤立が大きな社会問題となっている昨今、コミュニティや人のつながりが今まで以上に大切になってきています。しかし固定化してきた地域コミュニティの組織では、多様な人を受け入れる寛容さが芽生えにくく、新しい人との出会いも生まれにくい現状です。

誰もが自分らしい生き方のできるまちを目指すために、コミュニティのあり方、作り方を参加者で共有し、組織運営改善のヒントや、多様性に対して寛容な未来のまちづくりを考えました。

2年前のフォーラムでの公募企画イベント「まちを元気にする女性たち～多摩編～」の続編としても、多摩エリアのオトコたち（新しいタイプの男性ニューリーダー）に注目した企画で、従来の組織や形式に縛られることなく自由な発想で、多様な人を巻き込みながら、まちづくりに大いに貢献しているその活動事例を聞き、複業の考え方、自分らしい生き方、未来へのアクションなどをミニ交流会やパネルトークを織り交ぜながら参加者とともに考えていきます。

第1部 13:30～15:10 ゲストトーク（事例発表×3人）

第2部 15:10～15:40 ミニ交流会

第3部 15:40～16:30 パネルトークセッション



【こんな人にお勧め】

まちづくりに興味のある方
行政や自治体の方
社会に貢献する活動をしたいと考えている方
地域活性化、市民活動の活性化を考える組織の方
暮らすまちに新しいつながりや仲間を求めている方

やる気をもらいたい方
多摩エリアについて知りたい方

【ナビゲーター紹介】

市川順子（武蔵野市）

「作ろう！みんなのジモトWa-shoiパートナーシップ代表」

3.11をきっかけに防災から地域活動を本格化。2016年『作ろう！みんなのジモトWa-shoiパートナーシップ』を立ち上げ、孤立する人のいないあたたかなコミュニティを再構築することを理念に、多様な人をつなぎ、新たな地元ネットワークを生み出す世話焼き人として活動。昨年より介護とこれからの考え、三重県×東京の二拠点で「暮らし働く」を実践中。平成29年度東京都女性活躍推進大賞(個人の部)受賞。

【ゲストスピーカー紹介】

出口みちたか（小平市）

「東京に“ふるさと”をつくるひと」

1980年生まれ、新潟県長岡市出身。小平市在住。IT系企業でシステムエンジニア職に従事。36歳の年、定年退職に向けた30年計画の地域デビューをしようと思い立ち、「東京にふるさとをつくる」をテーマに小平市で地域活性化プロジェクトを開始。公園や商店街を活用したコミュニティマーケットやまちの交流イベントの開催を通じ、「個人が活躍できるまちの雰囲気づくりを目指す。」

山崎光（三鷹市）

「防災団体やろうよ！こどもぼうさい代表」

三鷹市を中心に、子ども向け親子向けの防災イベントや講座を企画。楽しく防災にふれることができる“みたか防災マルシェ”の企画を立ち上げ、三鷹市内の有志で結成した実行委員会と一緒に3月初めに開催。また全国の災害関連地取材し、災害を経験して防災に立ち上がっている方たちからの温かいメッセージを伝えるドキュメンタリー映画『いつか君の花明かりには』の監督でもある。

舟木公一郎（武蔵野市）

「シェアキッチンMIDOLINO オーナー」

石川県金沢市出身。北海道大学経済学部卒業。一般社団法人フラットデザイン代表理事。想があれば実現できないことはないという信念のもと、グラフィックから映像、音楽、造形/内装に至るまで、デザインというものなら何でも手がけるナリワイづくり実践者。2017年個性を生かした仕事づくり/協業をテーマにした食のシェアオフィスMIDOLINOを開設し、リノベーションまちづくりを実践している。

【参加者の感想】

- ◆ 普段聞くことのない方々の聞いたかった種類の話が聞けて良かった。（50代 武蔵野市女性）
- ◆ こういう人たちがいてまちが出来ているんだと再確認しました。（50代 多摩エリア男性）
- ◆ 今日参加して、取り組まなくてはいけない課題がみえたり、次の講座の構想も生まれた。この場に出合わせてくれてありがとう。（50代 行政職員）
- ◆ 地域コミュニティの構築活動の具体的で面白い例を聞くことができ、大変面白いイベントでした。またこのような機会があれば参加してみたいです。（20代 その他の多摩エリア男性）
- ◆ 信頼、本気、SNSが大切！（70代 武蔵野市男性）
- ◆ 市を飛び越えて、お伺いできてよかったです。このイベント是非継続してください。様々な方のコミュニティを創造している方のお話をたくさん聞きたい。（40代 小平市男性）
- ◆ 第3部 聞きたい質問をバッチリうかがえてスッキリしました。楽しかったです。（40代 その他の多摩エリア女性）
- ◆ 少し遅れて参加しましたが、子連れOKにしてもらいありがとうございました。他のエリアで頑張っている人のお話し本当に面白く、何度もうるうるしました！！（40代 武蔵野市ママ）
- ◆ むさしの地方は地域コミュニティ活動が活発ですごい！！と思いました。この流れが多摩全体に広がる一助に自分も何かできるといいな…と思いました。（50代その他の多摩エリア女性）
- ◆ とても素敵なプレゼンターでした。講演の内容も興味深く、皆様の熱意が感じられました。40歳代くらいの若い力が地域の担い手になってほしいですね～。（60代 子育て支援女性）
- ◆ トークイベントでは最新の身近にあって気が付かないまちづくりについてご紹介いただき大変勉強になりました。市役所で携わる業務でもご紹介いただいたような生の活動から都市計画につなげたいと思っています。（30代 行政職員男性）
- ◆ 後ろから見た会場の図が、ほぼ男性の後ろ姿という男女共同参画フォーラムや地域活動にはない図だなあと感じながら見ていました。（30代 武蔵野市女性）
- ◆ お茶とお菓子のネットワークづくりの時間はとても良かったです。（40代 多摩エリア男性）

- ◆ 夫婦のパートナーシップと仕事のお話しをされていた舟木さんが独身だったオチには笑ってしまいましたが、SDGSの開発目標に合わせた視点も面白いと思いました。（40代 行政職員女性）
- ◆ 行政ではできないWa-shoiさんならではの楽しいイベントだったと思います。（40代 女性）
- ◆ 会社員をしながらの地域&社会活動の子どもと一緒に気になる防災やまちに集う場づくりなど、気になるテーマがたくさんで、老若男女問わず届けたい内容でした。（30代 武蔵野市女性）

【感想】

当日は、かなりの雨模様でキャンセルもあったが、当日参加者が9名もあった。アンケート回収は25枚（男性16、女性9）、（満足17、概ね満足8）だったが、皆さん面白かったと笑顔で帰られ、また、会場内での交流もさかんに行われていた。参加者の人は、武蔵野市、小平市、三鷹市以外に23区からもたくさん参加していただいた。Wa-shoiや登壇者からのSNSでの呼びかけで参加して下さった方が多く、チラシや市報を見てという方は2組程度だった。WEBの申し込みがHPに飛ぶのでやりづらいという意見が多く聞かれた。同伴できた子どもたち同士が仲良くなって最後まであきらめことなく遊んでくれたおかげで、子連れ参加者もイベントを楽しめたのがよかった。



カラフル・ライフ ～LGBTの “いま” を知ろう～

日時：2019年6月23日(日) 13:00 ～ 15:00

場所：武蔵野プレイス フォーラム

講師：まつなか こん
松中 権 氏 (認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ 代表／「プライドハウス東京」コンソーシアム代表)

企画団体：L I M

参加人数：32名

託児人数：1名

【プログラム】

13:00～14:30 松中権氏による講演「カラフル・ライフ～LGBTの “いま” を知ろう～」

14:30～15:00 ワークショップ



【内容】

LGBTをはじめとする多様な性のあり方について、初めて知る人にもわかりやすく知ってもらうための啓発を目的として、松中権氏（認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ代表、「プライドハウス東京」コンソーシアム代表）をお招きして講演会を開催しました。

講演会では、松中氏ご自身のライフヒストリーの他、日本全国のLGBT当事者のポートレートをとLeslie Kee氏が撮影するプロジェクト「OUT IN JAPAN」の写真展のお話、松中氏が行われてきたこれまでのご活動のこと、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた流れまで、LGBTの“いま”が分かる様々なことについて楽しくお話いただきました。

その後のワークショップでは、各テーブル5～6名のグループに分かれ、講演で感じたことや気づきなどを共有し、各々のグループで出た意見を全体に向けて発表する時間を設けました。

また、フォーラム期間中にパネル展で展示したLGBT、多様な性のあり方をテーマにしたパネルを会場でも鑑賞しました。

【参加者の感想】

- わかりやすく、楽しかった。
- 子どもの頃から多様性を認め合う教育が必要だと感じた。
- 松中さんの生立ちから、苦しみなどとも向き合いながら当事者の方が生きてきたご体験から、1人ひとりが多様性を認め合い、生きていくことの可能性を感じた。
- 写真展「OUT IN JAPAN」の写真が、実際の表情や雰囲気を見ることでLGBT当事者を身近に感じられた。当事者の方々の嬉しそうな笑顔などを見て、涙が出るほど感動した。
- 写真展「OUT IN JAPAN」が素晴らしかったです。みんな、もっとプライドを持とう！

『みんなの学校』上映と
茂木厚子氏の講演会「子どもの行動の理解について～感覚と発達のお話～」

日時：2019年6月29日（土） ＊時間は下記参照

場所：武蔵野市市民会館 地下 集会室

講師：茂木厚子さん（発達支援「Kids Sense」主宰）

企画団体：学校に行きづらい子供の親のお茶の間「ジョナ」

開催時間と参加人数：

1回目上映 12：30～14：20 バリヤフリー上映 参加人数53名

茂木厚子さんの講演会 14：30～16：00 参加人数40名

第二回上映 16：10～18：00 参加人数44名

託児人数 3名

【内容】不登校もない特別支援もない子どもたちが一緒に学ぶ普通の公立小学校の姿が描かれているドキュメンタリー映画「みんなの学校」の上映会と茂木厚子氏の講演会



【アンケート】70枚回収

*インクルーシブ教育に関心がありますか。

ある 54名 ない 2名 インクルーシブ教育に自体が分からない 11名

無回答 10名

*今後インクルーシブ教育関連の講座を希望しますか

YES 51名 NO 13名 無回答 16名

講座のお知らせいたしますか

YES 52名 NO 15名 無回答 16名

【参加者の感想】

「みんなの学校」の感想

○公立の小学校としてあるべき姿だと思いました。学校だけに頼らず地域、保護者、ありとあらゆる援助資源を活用して目指したい未来の姿です。

○いろいろな事に気づかされました。大人がまず気づくことがたくさん。未来ある子供のためにと。

○みんなで学校を作っていくことやみんなの力を合わせていくことの大切さを改めて感じました。

○支援が必要な子が変わるのではなくて周りの子どもたちが学び育つこと、親や地域が変わっていくことがこの学校の意味だと思った。

茂木厚子さん講演会の感想

○先生のおっしゃっていたダメな子育て法をたくさんしていました。これからも自分の感情や思い込みが勝ってしまいたくさんの失敗してしまうとは思いますが子どもの主体性を尊重した子育てをしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○いろいろなグッズがあることがわかりました。合理的配慮について学びました。

○とても早足でしたがもっと聞きたいと思いました。ひとことが大切な言葉で全部丸ごと記憶に留まって欲しいと自分の脳に願っています。帰ったら復習します。

《男女共同参画フォーラム2019 パネル展》

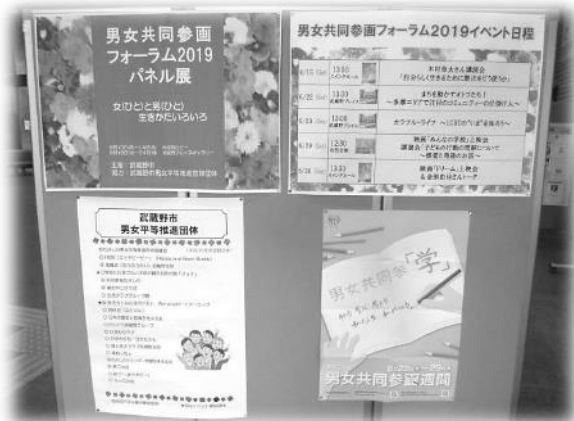
6月10日(月)～14日(金) 市役所 ロビー

6月18日(火)～24日(月) 武蔵野プレイス ギャラリー

参加団体：8団体

- むさしの男女平等推進市民協議会
- (一社)日本女子大学教育文化振興 桜楓会 武蔵野支部
- 共同参画むさしの
- 境おやこひろば
- むさしのジェンダー問題を考える会
- 無二の会
- lag&LIM
- 作ろう！みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ

展示の様子



男女共同参画フォーラムの紹介



武蔵野プレイス ギャラリー



武蔵野市役所 ロビー



むさしの男女平等推進市民協議会



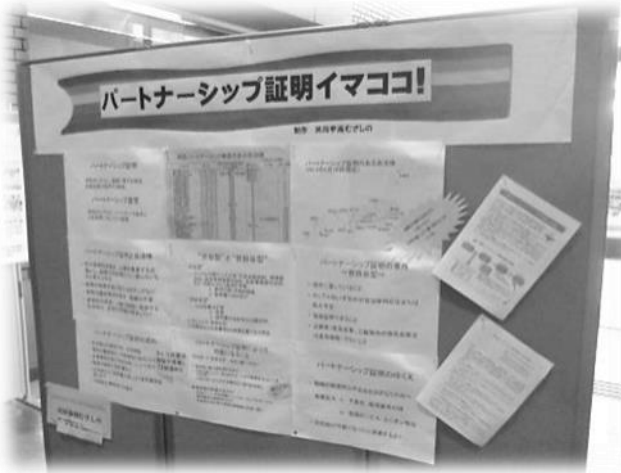
無二の会



むさしのジェンダー問題を考える会



桜楓会 武蔵野支部



共同参画むさしの



多様性を対話する。lag (ラグ) & Live my life in mitaka(リム)



境おやこひろば



平成29年度 東京都女性活躍大賞受賞パネル
市川順子さん (Wa-shoi パートナーシップ)



作ろう！みんなのジモト Wa-shoi パートナーシップ

【パネル展示に寄せられた感想】

フォーラムの各イベントの告知が目立たなさすぎるのでは？広報のやり方をもっと工夫すべき。

【パネル展参加団体からの意見と感想】

昨年も申し上げていますが、吉祥寺地区での展示が欲しいことに加えて、今年感じたのは、市役所にてのパネル展の展示や、市民会館において、男女共同参画フォーラムを実施しているということの告知があまりにさみしい感じを受けました。もう少し、フォーラムを実施中で、こんなイベントもあれこれやっている、という告知をパネル展示とともにすべきと感じましたし、市民会館でもパネル展を行うのも必要ではないかと思いました。市民会館の訪問者にももっと男女平等センターの内容を知ってもらうことが必要ではないでしょうか。

女と男 生きかたいろいろ

A 講演会

6.15.SAT
13:50-16:00

世帯収入
5/10
高層

定員
180名

保育
70%

武庫野
30分未満

手続
選択

(13:20開場)

参加
無料



木村 卓太 さん
弁護士事務所/元自衛隊

自分らしく生きるために 魔法をどう使うか

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの生き方、考え方が尊重されることが必要です。たとえば、進歩的大層進性制度、同性婚等は、日本の憲法、法律で、まだ定められていません。性別等にかかわらず、その人らしく生きるために、魔法はどう使えるのか、個別のお話を聞きながら、考えてみませんか？

B 映画上映とトーク

6.30.SUN
13:30-16:30

世帯収入
6/10
高層

定員
180名

保育
15%

武庫野
30分未満

(13:00開場)

参加
無料

「ドリーム」&トーク

1960年代初頭、アメリカの宇宙開発競争を支えていたのは、高度な計算を矢張り早にこなせる黒人女性の数学者たちだった。早稲した頭脳と能力を持つ彼女たちが、どのように逆境を乗り越えたと……、映画を見たあとは、映画ジャーナリストの金原さんに、映画の社会的背景、時代状況などを含め、じっくりとお話しいただけます。(出演：タラジ・P・ヘンソン、オクタヴィア・スペンサー、ケビン・コスナー他
監督：セオドア・メルフィ 127分/2018年/アメリカ)



映画「ドリーム」上映 13:30-15:40

= 15:40~16:30 休憩 =

金原由佳さん トーク 15:50-16:30



金原 由佳 さん
映画ジャーナリスト

参加
無料

定員
180名

A-B
申込
方法

【申込先】〒180-0022 武庫野市北2-3-7「武庫野市立男女平等推進センター」

【申込書】「イベント名」「①氏名②住所③電話番号④年代と⑤保育が必要の場合は、お子さんの名前(性別、年齢)⑥申し込み用紙」を明記

【申込書】自分の住所、氏名を明記

※申込書等の場合はお持ち帰り、お家の町番地を記入してください

【開場】A 6/18(土)講演会：5/31(金)必着
B 6/30(日)映画&トーク：6/10(月)必着

【手続選択】

A 6/18(土)講演会のみ手続選択が利用できます。

申込が先着順に受け付けられ、当日入場できる場合があります。詳しくは、全開場前日に、センターまで電話にてお問合せください。

TEL：0422-37-3410 受付時間：9:00~22:00 休場日：水曜日

すべての企画について参加は、無料です

主催：武蔵野市

トークイベント

企画：作るう！みんなのジモト Washal パートナーシップ

6.22.SAT
13:30-16:30

速報申込
申込期
5/29(土)～5/31(月)

定員
50名

保育
3名



まちを動かすオトコたち！ ～多摩エリアで注目の コミュニティーの仕掛け人～

男女共同参画で、ユニークなまちづくりを掲げる多摩エリアで今、注目のコミュニティーのニューリーダー。その自由な発想と行動力を事例から学べる貴重な機会です。

- ナビゲーター：宮尾麻子さん
作るう！みんなのジモト Washal パートナーシップ代表
- 小澤亨：山口幸太朗さん
直ちに“ふるさと”を作るサテリーマン
- 三浦直志：長岡美穂さん
防災団体 やらうよ！子どもぼうさい代表
- 成瀬尚志：奥水会一樹さん
シェアキッチン MIDOLINO_ オーナー

講演会

企画：LJM

6.23.SUN
13:00-15:00

速報申込
申込期
5/29(土)～5/31(月)

定員
50名

保育
5名



松中 権さん

同志社大学グローバル・エイジング・ユース代表/アブライブス代表/コンソーシアム代表
1976年生まれ。一橋大学経済学卒業後、64年現職に入社。2001年、NPO法人を共同立ち上げ。2004年、第7回社会力大賞「ユースリーダー賞」受賞。2017年6月に、55年勤続の電通を退社し、二児の母としてNPO専任代表に。日本会議LGBTのコーディネーターとして、LGBTの権利を推進するプロジェクト「LGBT IN JAPAN」を2008年に立ち上げ、アブライブス代表に就任。

カラフル・ライフ ～LGBTの“いま”を知ろう～

近年、LGBTの認知度が上がり、社会の受け入れ状況もめまぐるしく変わっています。そのような中で、先進国として第一線で活躍されてきた松中権さんをお迎えし、これまでの活動中、真摯な対応が求められる「アクティング」について、そして、多様な家族のあり方、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた新たな活動のことなど、LGBTの「いま」について幅広くお話を伺います。

E 上映会&講演会

企画：学校に行きづらき子供の横のお茶の間「ジョナ」

6.29.SAT
12:30-18:00
(12時開場) (第2回上映終了)

速報申込
申込期
5/29(土)～5/31(月)

定員
50名

保育
3名

上映会「みんなの学校」

不登校も特別支援もない、同じ教室で一緒に学ぶ普通の公立小学校のお話。インクルーシブ教育の姿が描かれているドキュメンタリー映画です。



講演会「子どもの行動の理解について ～感覚と発達のお話～」

子どもの感覚や発達についての専門的な話から、インクルーシブ教育において私たちができることを伺います。

茂木 厚子さん



発達障害児のママ/主婦/IT案件・開発者の会社勤務/アブライブス代表
不登校入校支援センター、現在は障への支援、教育研究、児童相談所等を行う。

- ① 第1回上映 12:30-14:00 (パリアフリー上映) 定員70名
子どもを会場内に同伴参加可(申込時に月曜告知してください) 保育あり(3名)
- ② 茂木厚子さん講演 14:30-16:00 定員40名
保育あり(3名)
- ③ 第2回上映 18:10-19:00 (観覧上映) 定員75名 無償観覧

C・D・Eの企画については以下の方法でお申し込みください

CDE
速報申込

【申込先】 武蔵野市立男女平等推進センター



- ① 市ホームページ
- ② 電話 0422-37-3410
- ③ FAX 0422-34-6239
- ④ メール danjo@city.musashino.lg.jp

※申込は併せて「フォーラム開催(イベント名)」とし、氏名・電話番号・ご住所(可能な限り)を記載してください

参加
無料

無料
サービス

- 要事前申込 ● 5月10日(月)締切 ● 市内優先
- 応募者多数の場合抽選
- 対象 5か月～家庭学院
- 申込 申込時に①住所 ②お子さんの氏名(ふりがな) ③年齢(○歳△か月)をお書きください
- 利用の可否は申込の1週間前までにお知らせします

申込が定員に達しない場合、前日入場できる場合があります。詳しくは、会場の前日に、センターまで電話にてお問合せください。
TEL: 0422-37-3410 開場時間: 9:00-22:00 休館日: 水曜日

男女平等推進センターによるパネル展

6月10日(月)～14日(金) 武蔵野市役所ロビー ▶ 6月18日(火)～24日(月) 武蔵野プレイスギャラリー

カラフル・ライフ

～LGBTの“いま”を知ろう～

2019年6月23日  13:00～15:00

(受付開始 12:30)

参加費 無料

@武蔵野プレイス4階 フォーラム

定員 60名 ※申込順

講師

まつなか こん
松中権さん

これまで僕が行ってきた活動から、
2020年東京オリンピック・
パラリンピックに向けた流れまで、
LGBTの“いま”が分かる
様々なことを楽しくお話しします。
お気軽にお越しください！

<講師紹介>

認定NPO法人グッド・エイジング・
エールズ代表、
「プライドハウス東京」
コンソーシアム代表

1978年、金沢市生まれ。一橋大学
法学部卒業後、(株)電通に入社。
海外研修制度で米国ニューヨークの
NPO 関連事業に携わった経験をも
とに、2010年、NPO 法人を仲間と
立ち設立。2016年、第7回若者力
大賞「ユースリーダー賞」受賞。
2017年6月末に16年間勤めた電
通を退社し、二足のわらじから
NPO 専任代表に。LGBTと社会を
つなぐ場づくりを中心としたこれま
での活動に加え、日本全国のLGBT
のポートレートをLeslie Keeが精
影するプロジェクト「OUT IN JAPAN」や、2020年
に向けたプロジェクト「プライドハウ
ス東京」等に取り組み。

申込

5月15日(水)より、以下の①～③のいずれかの方法で
お申し込みください

- ① ホームページよりオンライン申込み
- ② 電話 0422-37-3410
- ③ Eメール danjo@city.musashino.lg.jp

(件名を“LGBT申込み”とし、氏名・電話番号・住所(町名まで)、お子さんの
帯同の有無(帯同される場合はお子さんの年齢・月給)をお知らせください)

武蔵野市立
男女平等推進センター
ホームページ



申込書
メールアドレス



保育

会場にお子さん帯同でご参加いただけますが、無料保育サービス
をご希望の方は、以下をご確認の上、6月10日(月)までにお申し
込みください。

定員：5名(希望多数の場合は抽選、武蔵野市在住優先)

対象：6か月～未就学児

*住所、お子さんの名前(ふりがな)、申請当日現在の年齢・月給をお知らせ
ください。

武蔵野プレイス
(JR武蔵境駅南口 徒歩1分)



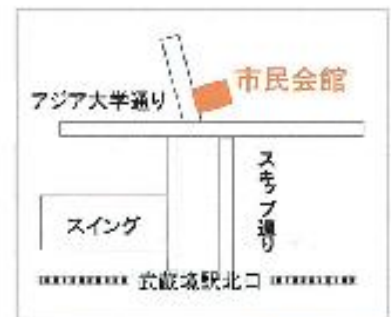


不登校も特別支援もない、子どもたちが同じ教室で一緒に学ぶ普通の公立小学校の姿が描かれているドキュメンタリー映画です。映画の中で描かれている、インクルーシブ教育の理念を实践して行く上で大切な多様性を認め合うとはどんな事なのか、共に生き、差別のない社会とは何かを考えるキッカケになって欲しいと思います。さらに、理解を深めるために、茂木厚子さんの講演会にもご参加ください。

6/29 (土) 市民会館 (地下集会室)

12時開場

- ① 第1回上映 12:30~14:20 (バリアフリー上映) 75名
- ② 茂木厚子さん講演 14:30~16:00 40名
- ③ 第2回上映 16:10~18:00 75名 保育なし



● 講演会 「子どもの行動の理解について～感覚と発達のお話～」

講師：茂木厚子さんのプロフィール
 発達支援「Kids Sense」主宰 米国・カルフォルニア州の早期療育施設にて早期介入セラピーを学ぶ。現在は親への支援、講演会、教員研修、発達相談等を行う。



■インクルーシブ教育は、障害のある者とない者が共に学ぶことを通じて、共生社会の実現に貢献しようという考え方。

申込先 武蔵野市立男女平等推進センター

- ① 市のホームページ ■申込開始は6月16日から
- ② 電話 0422-37-3410
- ③ FAX 0422-38-6239
- ④ メール daikyo@city.musashino.lg.jp



◎お申込みは「フォーラム6/29 みんなの学校開催」とし、氏名電話番号と住所(氏名など)をお知らせください。申込の際は、「第1回上映・茂木さん講演」など、参加する回を明記してください。茂木さんの講演のみの参加はできません。申込が定員に達しない場合、当日入場できる場合があります。センターまで問い合わせください。

保育 要事前申込 6月10日(月)締切

市内優先 応募者多数の場合抽選

第1回上映会と講演会に保育各3名

※第2回上映会は保育対象外です。

対象：6か月～未就学児

申込：申込時に住住所のお子さんの氏名(ふりがな)

◎年齢(○歳△か月)をお書きください。利用の可否は講座の1週間前までにお知らせします。

【活動の記録】

■男女平等推進センター企画運営委員会・平成30年度第6回委員会

日時：2018年10月22日(月) 18:00～20:00

出席：9名

○検討事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・2019年度のフォーラム実施体制について

■男女平等推進センター企画運営委員会・平成30年度第7回委員会

日時：2018年11月26日(月) 18:00～20:00

出席：10名

○検討事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・来年度のフォーラムテーマタイトル、団体企画募集の時期について検討。

■男女平等推進センター企画運営委員会・平成30年度第8回委員会

日時：2018年12月17日(月) 18:00～20:00

出席：10名

○検討事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・来年度のフォーラムのメインイベントについて講師候補と優先順位を決定。

■男女平等推進センター企画運営委員会・平成30年度第9回委員会

日時：2019年1月22日(火) 18:00～20:00

出席：8名

○検討・決定事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・テーマタイトルを、「女（ひと）と男（ひと） 生きかた いろいろ」に決定。
- ・講演会講師候補、木村草太先生から承諾をいただき、6/15（土）の午後に実施決定。

- ・実施日時 6月15日（土） 午後2時～4時

木村草太先生 講演

6月30日（日） 午後1時30分～4時30分

映画「ドリーム」（126分）上映と、金原由佳さんのトーク

1時30分～3時36分 映画「ドリーム」上映

3時36分～3時45分 休憩

3時45分～4時25分 金原さんトーク、質疑応答

- ・木村先生の講演タイトルについて議論。

□市報1月15日号にてフォーラム団体企画の公募開始（～2月13日）

□公募企画審査会（委員長/副委員長が選考委員として参加）

日時：2019年2月25日（月） 午後の予定

■男女平等推進センター企画運営委員会・平成30年度第10回委員会

日時：2019年3月12日（火）18：00～20：00

出席：9名

○確認・共有事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・木村先生の講演会のタイトル決定
- ・団体公募審査の結果報告（3件採択）

■男女平等推進センター企画運営委員会・2019年度第1回委員会

日時：2019年5月13日（月） 18：30～20：30

出席：11名

○検討事項（以下フォーラム関連のみ）

- ・チラシ・ポスターを見ながら、企画について意見交換
- ・団体企画について、「学校に行きづらい子供の親のお茶の間『ジョナ』」が説明
- ・パネル展の出展状況について
- ・当日運営協力依頼

□武蔵野市報5月15日号にフォーラム告知を掲載、申込受付開始

■男女平等推進センター企画運営委員会・2019年度第2回委員会

日時：2019年6月3日（月） 18：30～20：30

出席：15名（うち4名が企画団体）

○報告事項

- ・各事業の申込み状況について
- ・団体企画の団体代表者等が企画説明を実施（L I M、作ろう！みんなのジモトWa-shoiパートナーシップ）

□6月15日～30日：フォーラム実施期間（含むパネル展示）

■男女平等推進センター企画運営委員会・2019年度第3回委員会

日時：2019年7月9日（火） 10：00～12：00

出席：11名

○報告事項

- ・フォーラム2019振り返り

企画募集!

武蔵野市男女共同参画フォーラム2019 『女(ひと)と男(ひと)生きかた いろいろ』

武蔵野市男女共同参画フォーラムは、“誰もが自分らしい生き方のできるまち”を目指し、さまざまな講座・講演会やパネル展示などを開催する市主催のイベントです。


平成31年度の実施にあたり、広く皆様から講座・イベントの企画を募集します。審査を経て採用された企画は、企画団体にその実施を委託して行います。多くの皆様のご応募・ご参加をお待ちしています。

＜募集要項（一部）＞ 詳細は裏面も参照し、市ホームページから申請用紙をダウンロードの上、お申込ください。当センターでも申請用紙を配布しております。

- ◆応募資格（以下のすべてに該当することが条件となります。）
 - ①主に市内で活動しており、男女共同参画の視点をもって本事業の趣旨に賛同し、事業を企画・実施する団体。
 - ②特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教活動や営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと。
 - ③フォーラム事業実施に関わる連絡会議、報告会等に代表者または会員が出席できること。
- ◆募集事業
男女共同参画の視点を生かした講演会、イベント、講座・ワークショップ、音楽会など当フォーラムの趣旨に沿ったさまざまな事業。
＜テーマ例＞ ワークライフバランスの実現/男性の家事・育児・介護参加/女性の再就職/子どもの貧困/多様性を認める社会/性別役割意識の解消など
- ◆事業実施日 平成31年6月15日（土）～30日（日）のいずれか
- ◆事業実施会場
男女平等推進センター会議室、武蔵野プレイス、スイングホール、商工会館等市内に限る。
※希望会場の空き状況により調整させて頂く場合があります。
- ◆委託料
一団体につき10万円まで（企画実施当日の託児費用含む）
※事業実施後の後払いになります。
- ◆応募方法
指定の様式（男女平等推進センター窓口より入手、あるいは市ホームページからダウンロード）に記入し、男女平等推進センターまで郵送/メール、または窓口にて直接持参。

＜募集期間＞
平成31年1月15日（火）～ 2月13日（水）（※郵送の場合13日必着）

受付/問い合わせ
武蔵野市立男女平等推進センター

 ヒューマンあい

受付：9:00～22:00（木曜 休館）
〒180-0022 東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階
◇TEL 0422-37-3410
◇Eメール danjo@city.musashino.lg.jp

武蔵野市 男女

検索

センターHPへ>



＜募集要項＞（一部を掲載。詳細は、市ホームページからダウンロードするか、男女平等推進センターにて入手し、内容を確認のうえ、提出してください。）

◆**応募資格**（以下のすべてに該当することが条件となります。）

- ①主に市内で活動しており、男女共同参画の視点をもって本事業の趣旨に賛同し、事業を企画・実施する団体。
- ②特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教活動や営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと。
- ③フォーラム事業実施に関わる連絡会議、報告会等に代表者または会員が出席できること。

◆**募集事業**

男女共同参画の視点を生かした講演会、イベント、講座・ワークショップ、音楽会など当フォーラムの趣旨に沿ったさまざまな事業。＜**テーマ例**＞ワークライフバランスの実現/男性の家事・育児・介護参加/女性の再就職/子どもの貧困/多様性を認める社会/性別役割意識の解消など

◆**事業実施日** 平成31年6月15日（土）～30日（日）のいずれか

◆**事業実施会場**

男女平等推進センター会議室、武蔵野プレイス、スイングホール、商工会館等市内に限る。

※希望会場の空き状況により調整させて頂く場合があります。

◆**委託料**

一団体につき10万円まで（企画実施当日の託児費用含む）

※事業実施後の後払いになります。

◆**その他市からの支援**

- ①施設・付属設備の使用料免除（市内公共施設に限る）
- ②市報5月15日号への掲載及び男女平等推進センターのホームページでの事業周知
- ③フォーラムのチラシ・ポスターへの掲載・市内公共施設への配布
- ④募集チラシ印刷代の免除
- ⑤参加申込みの受付
- ⑥保育申込みの受付及び保育者の手配

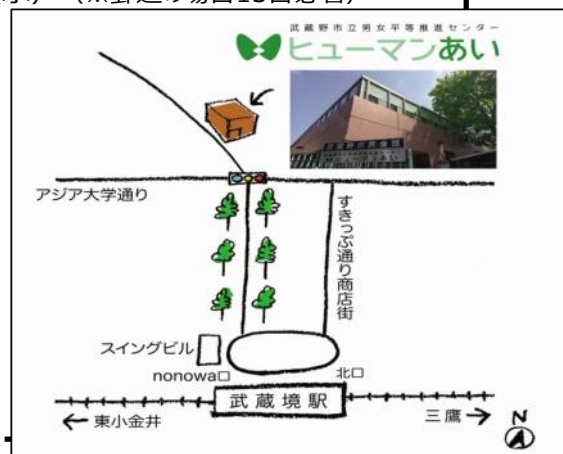
◆**応募方法**

指定の様式（男女平等推進センター窓口より入手、あるいはホームページからダウンロード）に記入し、男女平等推進センターまで郵送/メール、または窓口にて直接持参。必要に応じて、企画や団体活動等に関する資料の提出を別途お願いする場合があります。

◆**募集期間** 平成31年1月15日（火）～ 2月13日（水）（※郵送の場合13日必着）

◆**応募から決定までの流れ**

- ・ 審査会：2月25日（月）
プレゼンテーション形式で事業内容を紹介して頂きます。（10分程度）
時間等は、2月18日以降ご連絡します。
- ・ 結果通知：3月上旬頃、書面にて通知
※決定については提出書類と審査会プレゼンテーションにおける説明に基づき、企画の公益性や男女共同参画の視点、実施体制等を考慮し総合的に判断します。
応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。



武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会

	2018年度	2019年度
委員長	大島 登志子(生活クラブ グループ創)	大島 登志子(生活クラブ グループ創)
副委員長	中西 信介 (公募市民)	西口 周三(公募市民)
委員	大野 真理子(公募市民)	岩淵 弘美(公募市民)
委員	小西 美穂子(境おやこひろば)	竹内 寿恵子(桜楓会武蔵野支部)
委員	高坂 祐里子(婦人民主クラブ武蔵野支部)	二子石 薫(むさしのジェンダー問題を考える会)
委員	竹内 寿恵子(桜楓会武蔵野支部)	久富 明美(公募市民)
委員	久富 明美 (公募市民)	水野 麻美(学校に行きづらい子供の親のお茶の間『ジョナ』)
委員	二子石 薫 (むさしのジェンダー問題を考える会)	吉田 晴代 (センター嘱託職員)
委員	石井 由紀 (センター嘱託職員)10月31日まで	森田 千恵 (センター嘱託職員)
委員	吉田 晴代 (センター嘱託職員)	
委員	森田 千恵 (センター嘱託職員)11月1日から	

(五十音順、敬称略)

「男女共同参画フォーラム2019」参加団体

- 学校に行きづらい子供の親のお茶の間『ジョナ』 (イベント)
- 共同参画むさしの (パネル展示)
- 境おやこひろば (パネル展示)
- 作ろう！みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ (パネル展示/イベント)
- (一社)日本女子大学教育文化振興 桜楓会 武蔵野支部 (パネル展示)
- むさしのジェンダー問題を考える会 (パネル展示)
- むさしの男女平等推進市民協議会 (パネル展示)
- 無二の会 (パネル展示)
- l a g (ラグ) & L I M (パネル展示/イベント)

(五十音順)

男女共同参画フォーラム2019 報告書

発行日 2019年11月

発行者 武蔵野市

連絡先 市民部 市民活動推進課 男女平等推進センター
武蔵野市境2-3-7

電話番号 0422-37-3410